

令和 3 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 6月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 27 |
-

令和 3 年 6 月 1 7 日 (木曜日)

建設環境委員会会議録

令和3年6月17日 木曜日

午前10時01分開議

午後 0時15分開議（実時間125分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）
1. 議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）
1. 議案第58号・契約の変更について（八代市新庁舎建設工事）
1. 議案第59号・契約の締結について（八代市新庁舎外構工事（I期））
1. 議案第60号・契約の締結について（八代市新庁舎造作家具外設置工事）
1. 議案第66号・市道路線の廃止について
1. 議案第67号・市道路線の認定について
1. 議案第72号・八代市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の廃止について
1. 陳情第1号・産業廃棄物最終処分場建設反対について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 増田一喜君
副委員長 北園武広君
委員 大倉裕一君
委員 庄野末藏君
委員 高山正夫君
委員 橋本隆一君
委員 福嶋安德君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長	谷脇信博君
市民環境部次長	嶋田和博君
建設部長	沖田良三君
建設部次長	高木剛生君
土木課長	竹原彰吾君
都市整備課長	深川洋光君
理事兼災害復旧課長 （農林水産部付（災害復旧担当課長）兼務）	鶴本英一郎君
新庁舎建設課長	豊田浩市郎君
下水道総務課長	奥村勝己君
下水道総務課長補佐 兼水洗化促進係長	上村和寛君
財務部	
契約検査課長	岩崎伸一君
部局外	
議会事務局	
議会事務局主幹兼 議事調査係長	島田義信君

○記録担当書記 緒方康仁君

（午前10時01分 開会）

○委員長（増田一喜君） おはようございます。
（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）

○委員長（増田一喜君） 最初に予算議案の審査に入ります。

議案第51号・令和3年度八代市一般会計補

正予算・第3号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

歳出の第4款・衛生費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長（谷脇信博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の谷脇でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算のうち、当委員会所管の衛生費中、市民環境部が所管いたします補正予算について、担当の嶋田次長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○市民環境部次長（嶋田和博君） 市民環境部の嶋田でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○市民環境部次長（嶋田和博君） 補正予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。よろしゅうございますか。

款4・衛生費で、補正前の額37億4594万2000円に補正額21万円を計上し、補正後の額を37億4615万2000円とするものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目3・斎場管理費で21万円を補正し、補正後の額を6422万円といたします。

内容につきましては、右側の説明欄にありますとおり、新型コロナウイルス感染症対策事業として、サーマルカメラの備品購入に要する経費を補正するものでございます。斎場というのは一日たりとも閉鎖することのできない重要な生活関連施設でありますことから、より一層の感染防止対策を図ろうというものでございます。

なお、財源は全額国庫支出金でございます。

以上、簡単でございますが、八代市一般会計補正予算・第3号中、市民環境部関係分の説明

といたします。よろしく御審査お願いします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） サーマルカメラだったんですよね。これを購入される分については何ら異論はないんですけど、このカメラを購入されて、運用の、何というんですかね、指針といたしますか、現場でサーマルカメラで測定をして、その後、熱があらわれる方が発生した場合にどういう対応をするとか、そういったのは、きちんとルール決めというのはできておりますか。

○市民環境部次長（嶋田和博君） コロナ対策ということではありますが、これまでもですね、既に新型コロナウイルス感染に対する対策といたしましてですね、入場制限など様々な取組をやっております。

具体的に申しますと、市内で新型コロナウイルス感染者が発生していない段階におきましては、換気の徹底や定期的な消毒はもちろんのこと、入場者数を10名以内に制限したり、待合室での飲酒を禁止、また、待合室の空気清浄機の設置など、およそ10項目程度の様々な対策を取っております。

さらに、市内で感染者が発生した場合におきましては、さらに入場制限を5人以内に制限したり、斎場の関係者には防護服やゴーグル等の配備を行ったりなどの対策を行っております。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 今、次長のほうから説明いただいた分はですね、これまでの流れとして私も把握をしておりますが、このサーマルカメラが、結局熱を、お客さん、熱を持っていますよと、例えば37.5度以上の設定に対して警報が鳴ったっていいですか、異常を知らせたと。そのときの運用のルールがきちんと定められているか、いないかというところをお聞きしたかったですけど。

○市民環境部次長（嶋田和博君） 大変失礼い

たしました。入り口にサーマルカメラを設置します。ちょうど事務室前ということになりますので、37度5分を超えた方が入場される場合、警告音が鳴りますので、その際は、待合室の事務員の方が入場をお断りして、バスなどで待機いただくといったような方法を取っております。

○委員長（増田一喜君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で、第4款・衛生費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時08分 小会）

（午前10時09分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、第7款・土木費について、建設部から説明願います。

○建設部長（沖田良三君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の沖田でございます。

それでは、本委員会に付託をされております議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号中、建設部所管分について、高木次長より説明いたさせますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○建設部次長（高木剛生君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の高木でございます。よろしくお願いたします。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○建設部次長（高木剛生君） それでは、お手元の議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算書・第3号をお願いいたします。

3ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算補正のうち、歳出について御説明いたします。

款7・土木費を1億4076万円増額補正し、補正後の額は50億9069万1000円としております。その内訳は、項2・道路橋梁費を8595万円増額、また、項5・都市計画費を5481万円増額するものでございます。

次に、詳細を御説明いたします。16ページをお開きください。

一番上の表を御覧ください。款7・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路維持費は、補正額1895万円を加えて、4億1808万1000円としております。補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が1197万5000円、地方債が620万円、一般財源が77万5000円でございます。

補正額の内訳は、節12・委託料を400万円、節14・工事請負費を1495万円増額するものでございます。

内容は表の右、説明欄に記載しております、道路維持事業が1295万円、交通安全施設整備事業が600万円でございます。これらの事業は国庫支出金を活用するもので、年度当初におきまして、国の社会資本整備総合交付金の増額内示がありましたことに伴うものでございます。

別冊の建設環境委員会資料、議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号、建設部所管分を併せて御覧ください。道路維持費は1ページと2ページでございます。

2ページの位置図に、夕葉町の前川右岸堤防線、古城町及び千丁町の路面性状調査、鏡町の北寄田・屋園線、田中北町の田中北町4号線、

郡築七番町の永碇町・七番町線、郡築二番町の郡築南北5号線、郡築一番町の新開町・郡築一番町線、鏡町の竜西支線84号線の施工場所等を示しております。

舗装の計画的な維持管理、また、区画線やカラー舗装などの交通安全施設を整備し、市道の安全・安心を確保するため増額補正をお願いするものでございます。

それでは、予算書に戻っていただき、16ページの一番上の表を御覧ください。

目3・道路新設改良費は、補正額6700万円を加えて9億6886万2000円としております。補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が4361万5000円、地方債が2140万円、一般財源が198万5000円でございます。

補正額の内訳は、節12・委託料を1000万円、節14・工事請負費を4200万円、節16・公有財産購入費を1500万円増額するものでございます。

内容は、表の右説明欄に記載しております市内一円道路改良事業でございます。この事業も国庫支出金を活用するもので、道路維持事業などと同様、年度当初におきまして国の社会資本整備総合交付金の増額内示がありましたことに伴うものでございます。

別冊の建設環境委員会資料を併せて御覧ください。道路新設改良費は3ページと4ページでございます。

3ページは、市内一円道路改良事業の路線名、延長などを記載しております。

4ページの位置図に永碇町の永碇町・高島町線、川田町西の竜西東西12号線、岡町中の竜西幹4号線、宮地町の上片町宮地町2号線、妙見町の宮地町4号線、千丁町の新牟田西牟田線、鏡町の氷川高校前線の施工場所等を示しております。

道路拡幅や歩道整備などの推進を図り、市道

の利便性、安全性向上のため増額補正をお願いするものでございます。

それでは、予算書に戻っていただき、16ページ中段の表を御覧ください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費は、補正額3000万を加えて、16億4883万7000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、県支出金が3000万円でございます。

補正額の内訳は、節18・負担金補助及び交付金を3000万円増額するものでございます。

内容は、表の右説明欄に記載しております、被災宅地復旧支援事業（地震災害関連）でございます。この事業は、平成28年に発生しました熊本地震による宅地被害からの早期復旧と被災者の負担軽減を図るため、宅地の復旧に要する費用の一部を補助するもので、今年度が事業の最終年度となります。今回は、当初予算に計上しておりました10件に対して20件の申請が見込まれるということになったため、新たに10件分を増額するものでございます。

別冊の建設環境委員会資料を併せて御覧ください。都市計画総務費の被災宅地復旧支援事業は、5ページと6ページでございます。

5ページに制度の概要を示しております。熊本地震により被災しました宅地ののり面や擁壁の復旧工事、地盤改良工事などに対する費用の一部を633万3000円を上限としまして補助するものでございます。

6ページの位置図に示しております赤色が当初予算に計上していた10か所、青色が新たに見込まれる10か所でございます。

それでは、予算書に戻っていただき、16ページ中段の表を御覧ください。

目4・公園費は、補正額2481万円を加えて2億5258万6000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が1240万5000円、地方債が840万

円、一般財源が400万5000円でございます。

補正額の内訳は、節12・委託料を596万円、節14・工事請負費を1885万円増額するものでございます。

内容は、表の右説明欄に記載しております、公園施設長寿命化対策支援事業が1296万円、都市公園安全・安心対策緊急支援事業が1185万円でございます。これらの事業も国庫支出金を活用するもので、道路維持事業などと同様、年度当初におきまして国の社会資本整備総合交付金の増額内訳がありましたことに伴うものでございます。

別冊の建設環境委員会資料を併せて御覧ください。公園費は、7ページから9ページでございます。

7ページの上段に公園施設長寿命化対策支援事業、下段に都市公園安全・安心対策緊急支援事業の内容を示しております。

8ページの位置図は、公園施設長寿命化対策支援事業としまして、市内一円の都市公園の公園長寿命化計画策定、蛇籠町の川の交流広場、植柳元町の植柳児童公園の施工場所等を示しております。

9ページの位置図は、都市公園安全・安心対策緊急支援事業として、麦島西町の内膳児童公園、松崎町の松崎公園、横手本町の横手本町児童公園の施工場所などを示しております。

老朽化した遊具やトイレの改築及び園路の改修によるバリアフリー化を行い、公園利用者の安全・安心の確保を図るため増額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部

分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） 質疑というか、確認させていただきたいんですけども、道路維持事業等ですね、管理事業、改良事業等で右半分とか左半分ずっと今までされているところが多いですよ。それもこれに入っているんですかね。そういった今までの事業の中で。全部ば一っとやるのが道路維持事業なんですか。管理事業なんですか。

○委員長（増田一喜君） どなたが答えますか。

○土木課長（竹原彰吾君） 委員お尋ねですね、右半分、左半分といいますのは。

○委員（橋本隆一君） ずっと、ほら、鏡とか千丁辺りでそういうのをよく見かけるんですよ。こっちはきれいにされて、あと半分な、まあよかけんがそのまま残しとるという感じの。これもその事業の中でやっているのかな。

○土木課長（竹原彰吾君） 基本的にはですね、この道路維持事業ですけれども、多分ですね、今ですね、下水道工事がですね、例えば予定があたりしたときはですね、その時期に合わせてしませんと、また1回舗装し直したりしたりすることがありますもんですから、基本的にはそういう路線につきましては半分ずつするとかですね、そういうことでやって。

一応基本的にはですね、全線、その路面の状況もでございますですけれども、例えば半分はよいとか、半分はちょっと劣化しているとかということであれば、もう劣化しているところを先にするとか、そういうことで進めていくこともありますし、その道路の状況を見ながらですね、整備はしております。

○委員（橋本隆一君） 続けてすみません。

すみません、課長にお世話になったんですけども、白線ですね、その際、例えば半分だけとかしたときに、その白線工事がそのままずっとされないままにもうかなり長くされているところがあるんですけども、もしそういう工事

をされた後にですね、もう白線までずっと元に
戻していただければいいと思うんですけども、
もうそこはそのままですというの、千丁、
鏡通るとかなり、半分はきれいになっているん
ですけども、あれ、白線が全然引いてないな
というところがあるものですから、そこら辺は
どう、——別なのか、なのかちょっとお聞きし
たいんですけども。

○土木課長（竹原彰吾君） 今言いましたとお
り、どういう理由かで半分とかすることがあり
ますけれども、近いうちに、その反対側をです
ね、施工するというのであれば、もうそのと
き同時にですね、白線はするようになると思
います。そのスパンが、工事の時期が近いなら
ばですね。ただ、何年か置くとか、そういうこ
とであればですね、やっぱりその真ん中の白線
かをですね、引いていく方針ではございます。

○委員（橋本隆一君） 結構残っているところ
がある。一遍、一度御確認いただければと思
いますけど、よろしく願いいたします。すみま
せん。ありがとうございました。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。ほ
かありませんか。

○委員（福嶋安徳君） この調書の3ページの
新牟田西牟田線の件でお伺いしますが、もう大
体、新牟田西牟田線の西牟田方面のほうは結構
もう出来上がって通れるようになっております
けれども、その、今の側溝の次にですね、用
水を新設してあるとですけども、そのり面が
ですね、まだコンクリートで舗装というか、コ
ンクリートで整備されとつとですけども、それ
が、コンクリートする前に大雨が降って、その
土砂が用水に入り込んで、大分用水が埋まっ
とつとですね。もう大体検査も済んどつとで
すかね。あそこ、通つとつとだけなんです。

そういう流れで、その今の泥を上げるとか
そういうのは、もう大体検査済みのごたるけん
ですね、どっちがこれは管理せんばんとかなと

いうふうな。その近隣の方々が心配しておら
れましたもんでな。

あれは土地改良が、あれ、関わりになつとで
すかね。どっちに、そん、工事したところがま
だ管理してやるのか。そこん解消はどがんすつ
とかって心配されておったもんですからですね、
お聞きしたいと思います。

○建設部長（沖田良三君） 道路改良工事によ
る影響分であれば、うちのほうで撤去いたしま
す。それはちょっと現地をですね、確認した上
で対応したいと思います。それ以外については、
もう御存じのとおり、用水については土地改良
区の維持管理ということになっておりますが、
工事の影響であるならば、うちのほうで早急に
撤去したいと思います。

以上です。

○委員長（増田一喜君） できるだけ予算のこ
とに関して質問していただきたいと思
います。その件については、また別の時間を取って
いただければよろしいかと思
いますけど。

○委員（福嶋安徳君） 分かりました。じゃあ、
後でまた。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 道路維持事業で、今回
一般質問でも取り扱われましたけども、500
万円の減額ということで、当初予定されました
その路線については、部長の答弁の中で次年度
に実施したいということだったというふうに把
握をしておりますけれども、当初予算で上げら
れたときには、それだけ優先度の高い道路だっ
たというふうに私は認識するわけですけど、次
年度に回して大丈夫なのか。逆に言うと、今年
度にその路線が工事ができないのかというよう
な思いを持つわけですけど、その辺りは状況的
にはやっぱり厳しいんですかね。次年度にしな
いといけないというような状況なんでしょうか。

○建設部長（沖田良三君） 昨日の一般質問で
は次年度以降ということでお答えをしましたけ

れども、今ある予算としましては、もう各路線ごとに割り振りをしておりますので、今年度できるということはちょっと言い難いところで昨日答弁をさせていただいたんですが、今後、少し延長を短くしたりとかいった調整もやっておりますので、全ての路線ができるかは分かりませんが、入札残あたりを見ながらですね、対応できるものについては極力年度内での対応も検討していきたいというふうには思っています。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今の件、ぜひですね、やっぱ当初予算に上がった路線というところもありますので、年度内での実施に向けて取り組んでいただきたいなというふうな思いを持ちます。

それから、改良事業のほうですけども、竜西幹4号線ですか、委託料が出ておりますが、これは国道3号に接続する道路が直角に交わるような形に改良されるのでしょうか。この辺りの計画をちょっとお示しいただければと思います。

○土木課長（竹原彰吾君） こんにちは。ただいまですね、委員お尋ねのですね、竜西幹4号線、こちらですね、委託費でございますけれども、今年度はですね、先ほど言われましたとおり、ちょっと変則的な、——工業団地のほうにですね、国道3号から行く路線につきまして、ちょっと変則的になっておりました。そこをですね、本事業では直角に国道3号からですね、直線的に工業団地のほうに行ける道路になるようにしようと考えております。

今年度はですね、橋梁の詳細設計ですね、そちらと用地取得等を予定しております。その委託費がですね、今回計上しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 公園費の関係ですね。この公園費についてですね、公園施設長寿化対策支援事業ということで、公園のですね、遊具について、ジャングルジムとかいろいろ設置してありますけども、私はこういったトイレ改修とかですね、園路改修については、ぜひやっていただきたいと思っておりますが、複合遊具等についてはですね、いろんな事故があったときですね、ややもすれば行政が造ってやったのに、それが行政の責任になるというのは非常に危惧されるところで、そういった遊具については、いろんな安全確認とか、購入する際ですね、そういうのはされるのかどうなのか、その遊具について。その辺りを教えてください。

○都市整備課長（深川洋光君） 都市整備課、深川です。よろしく申し上げます。

委員お尋ねの公園の遊具の安全についてでございますけれども、設置するときにはですね、その遊具の種類については、地元の方等にお話をですね、こういう遊具の要望に応じて、それを設置するようにしております。

安全につきましては、今基準がございますので、その安全に対する規格に合っているものを設置するようにしております。日常の点検につきましても、専門の安全管理士の委託業者さんをお願いして点検を行っております。

以上です。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 先ほどの道路改良事業にまた戻るんですけど、このそれぞれ路線名が、工事費、請負費ということで計上されておりますけど、5路線ですかね。この予算をつけて進捗率が何%になるのか、もしくはこれで100%になるのか、その辺りを教えてください。

○土木課長（竹原彰吾君） 今、委員お尋ねのですね、進捗率につきましてですけども、今

回ですね、この路線におきまして、今回補正を上げたことで完了するというのが1路線でございます。この資料でいきますと、資料の3ページの7番の氷川高校前線、こちらはですね、この補正を利用いたしまして今年度で完了する予定でございます。

ほかのですね、路線につきましては、今回の予算では完了することができないわけですが、進捗率といいますか、一応順にですね、一応何年まで事業が終わるか、ちょっと今、進捗率というかパーセント的にちょっと把握できていませんので、何年までかかるかということによろしいでしょうか。

まずですね、永碓町・高島町線ですが、今の予定ではですね、事業期間が令和9年度までを予定しております。

続きまして、先ほどお話がありました竜西幹4号線でございますけれども、こちらは令和8年度までかかる予定でございます。

上片町宮地2号線、それと宮地町4号線、こちらはですね、妙見さんの周りですね、無電柱化の事業でございますけれども、こちらにつきましては令和6年までの予定ということで考えております。

あと、古閑中町、古閑上町……。 (委員大倉裕一君「新牟田西牟田」と呼ぶ) 新牟田西牟田線でございますけれども、新牟田西牟田線は令和8年度までの予定でございます。

あと、竜西東西12号線、こちらにつきましては、令和10年度までの予定としております。

以上、お答えといたします。

○委員長(増田一喜君) よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見ありませんか。

○委員(大倉裕一君) 道路のですね、維持事業、それから道路改良事業、両事業におきましては、生活に密着した、また、道路路線の工事ということでもありますので、財源等の確保が非常に厳しい中とは理解をしておりますけれども、少しでも早い竣工というところに目がけてですね、努力をお願いしておきたいというふうに思います。

○委員長(増田一喜君) ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) ないようです。

それでは、これより採決いたします。

議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(増田一喜君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号(関係分)

○委員長(増田一喜君) 次に、議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

歳出の第10款・災害復旧費について、建設部から説明願います。

○建設部長(沖田良三君) 引き続きよろしくお願いをいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号中、建設部所管分について、高木次長より説明いたさせますので、よろしくお願いをいたします。

○建設部次長(高木剛生君) 建設部、高木でございます。よろしくお願いをいたします。着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○建設部長（高木剛生君） それでは、お手元の議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算書・第4号をお願いいたします。

2ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算補正のうち、歳出について御説明いたします。

款10・災害復旧費を1億4960万円増額補正し、補正後の額は8億783万5000円としております。そのうち建設部所管分として、項2・公共土木施設災害復旧費を1億3870万円増額するものでございます。

次に、詳細を御説明いたします。11ページをお開きください。下の表になります。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費は、補正額1億1800万円を加えて1億2632万7000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が4735万7000円、地方債が5700万円、一般財源が1364万3000円でございます。

補正額の内訳は、節10・需用費を3570万円、節12・委託料を1130万円、節14・工事請負費を7100万円増額するものでございます。

内容は表の右、説明欄に記載しております梅雨前線豪雨災害復旧事業でございまして、先月の15日から27日にかけての豪雨により被災した施設の復旧を行うものでございます。

具体的には、市道市ノ俣線など32路線におきまして、崩土、落石、倒木の除去などに要する需用費及び災害復旧工事に要する工事請負費を増額補正したものでございます。

また、3路線におきましては、災害復旧工事に必要な測量、地質調査等に要する委託料を増額補正したものでございます。

別冊の建設環境委員会資料、議案第75号・

令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号、建設部所管分を併せて御覧ください。道路橋梁施設災害復旧費は、1ページから7ページです。

1ページの上段に坂本町管内、下段に東陽町管内の路線名、被災状況等を、2ページに泉町管内の路線名、被災状況等を示しております。

3ページの位置図に、坂本管内で発生した24か所の被災箇所を、4ページにその主な被災写真を示しております。

5ページの位置図に、東陽町管内で発生した4か所の被災箇所とその被災写真を、6ページの位置図に泉町管内で発生した26か所の被災写真を、7ページにその主な被災写真を示しております。

それでは、予算書に戻っていただき、11ページ下の表を御覧ください。

目2・河川施設災害復旧費は、補正額2070万円の増額をお願いするものでございます。補正額の財源内訳につきましては、地方債が2070万円でございます。

補正額の内訳は、節10・需用費を同じく2070万円増額補正するものでございます。

内容は、道路橋梁施設災害復旧費と同じく、表の右、説明欄に記載しております梅雨前線豪雨災害復旧事業でございまして、被災した施設の復旧を行うものでございます。

具体的には、石丸川など12河川におきまして、小規模な護岸の修繕、土砂、転石、流木の除去などに要する需用費を増額補正したものでございます。

別冊の建設環境委員会資料を併せて御覧ください。

河川施設災害復旧費は、8ページから11ページです。

8ページの上段に旧八代市管内、中段に坂本町管内、下段に泉町管内の河川名、被災状況等を示しております。

9ページの位置図に、旧八代市管内で発生し

た2か所の被災箇所とその被災写真を、10ページの位置図に、坂本管内で発生した16か所の被災箇所とその主な被災写真を、11ページの位置図に、泉町管内で発生した4か所の被災箇所と被災写真を示しております。

以上、議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 災害復旧費から少し離れるんですが、市ノ俣、枳ノ俣、そういったところ、前回の7月豪雨から被害がかなり継続しているんですけど、現在は通行ができる状態なんでしょうか。

○理事兼災害復旧課長（農林水産部付（災害復旧担当課長）兼務）（鶴本英一郎君） 災害復旧課の鶴本でございます。

市ノ俣線につきましては、先ほど資料の中で、市ノ俣線のその2というところがございまして、その大型土のうが、流出しておりまして、路側の土のうでございまして、今、通行止めの状態となっております。この前の5月20日の雨で。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。この復旧というのはどういった、——いつぐらい通れるというような状況なんですかね。

○理事兼災害復旧課長（農林水産部付（災害復旧担当課長）兼務）（鶴本英一郎君） 今回、河川の水衝部に当たりましては、高さが8メートルぐらいの大型土のうを積んでおりまして、それが崩れまして、また再度、今後の梅雨等を考えますと、大型土のうが再度被災する可能性があるということで、ほかの工法よっての復旧を今検討しているところです。

具体的には、枳ノ俣線と市ノ俣線の分かれ目、ちょっと高低差があるんですが、現在、欠けた場所をちょっと避けて、その先から、大型土のうによってから下の道に通れるような状況ができないかということで現在計画をしているところです。

○委員（大倉裕一君） ということは、その復旧への見通しというのは。

○委員長（増田一喜君） 大倉委員、本予算について質問してください。それ、別の時間に聞いていただけないですかね。今回の提出してある予算案件について質疑してください。

○委員（大倉裕一君） 災害復旧費でしょう。

○委員長（増田一喜君） そうです。

○委員（大倉裕一君） この災害復旧の予算を使ってされるということですけど、見通しというのは立ってないということでしょうか。

○理事兼災害復旧課長（農林水産部付（災害復旧担当課長）兼務）（鶴本英一郎君） その復旧をするための予算で、予算の計上をしているところでございます。復旧といいますか、仮応急の道路設置のための予算計上をしているところでございます。

○委員（大倉裕一君） ですので、それがいつぐらいを見通ししておられるのかというのは分からないということですか。

○建設部長（沖田良三君） 今回の予算を使いまして、今後応急復旧等をやっていくということになります。今、課長からも説明がありましたように、今その工法の検討を行っている段階です。

本格的には、梅雨が明けた以降、その着手ができればというふうには考えておりますけれども、今のところ何月までに完了するというのはちょっとまだ不明、未定でございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） よかです、後に。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

ないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員(大倉裕一君) 特に、市ノ俣、枳ノ俣方面、昨年7月豪雨からですね、災害状況が非常に激しいといいますか、復旧に時間がかかるような被害を受けているというのは十分承知をしております。さらにその追い打ちをかけるような、また被害が出たということで、地域の方々と、しっかり説明していただいていると思いますけれども、丁寧な説明をですね、さらにお願いをしながら早期復旧に臨んでいただきたいというふうに思いますし、ライフライン関係のですね、復旧も入ってくると思いますので、そういったところとの調整についても丁寧な調整をお願いしておきたいというふうに思います。

○委員長(増田一喜君) ほかに意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) ないようです。

それでは、これより採決いたします。

議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(増田一喜君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午前10時49分 小会)

(午前10時49分 本会)

◎議案第58号・契約の変更について(八代市新庁舎建設工事)

○委員長(増田一喜君) 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第58号・契約の変更について(八代市新庁舎建設工事)を議題とし、説明を求めます。

○契約検査課長(岩崎伸一君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 契約検査課の岩崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第58号・契約の変更につきまして、大変失礼ながら着座にて説明させていただきます。

○委員長(増田一喜君) はい、どうぞ。

○契約検査課長(岩崎伸一君) それでは、まず初めに、議案書の57ページを御覧願います。

本案は、令和元年八代市議会9月定例会において御承認をいただいた八代市新庁舎建設工事の工事請負契約につきまして、変更前、変更後の記載のとおり変更をいたすところでございます。

変更事項は契約金額でございますが、その内容につきましては、この後、資料を用いまして説明をさせていただきます。

その下の提案理由といたしましては、議会の議決を経た契約のうち、契約金額の1割以上、または2000万円以上の金額に係る内容の変更につきましては議会の議決を得る必要があるためでございます。

続きまして、お配りしております資料の1ページ、工事変更概要説明書を御覧ください。

本工事は、本庁舎がございました松江城町1番25号を工事場所といたしまして、前田建設工業・和久田建設・松島建設建設工事共同企業体が現在施工中でございます。

契約変更の概要といたしましては、経費の増加による設計変更に伴う増額であり、契約金額を129億8000万円から2億3802万9000円増額し、132億1802万9000円に変更するものでございます。

なお、令和3年5月17日に当該建設工事共同企業体と、議会の議決をいただいたとき本契

約となる条件を付した仮変更契約を結んでおります。

以上で説明を終わります。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新庁舎建設課の豊田でございます。私のほうからは変更概要について御説明させていただきます。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） まず、1ページの下段にある、1番目の新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について御説明いたします。

これは、昨年発出された緊急事態宣言により、国からの通知を踏まえ工事を一時中止したことによる中止期間中の人件費並びに重機等の損料、市外より確保した労働者の宿泊費などの経費となっております。

なお、これらの経費については、現時点で判明している分のみを計上しております。

次に、2番目のくい工事に伴う地下水水質保全対策に係る経費について御説明いたします。

新庁舎建設工事において、敷地内に上水道の水源が存在していることから、設計段階から地質調査の結果を踏まえ、水源に影響がない工法を選定し発注いたしました。

受注者が試験ぐいとして掘削したところ、くいの壁に崩落が見られたため、安定液を使用した工法へ変更いたしました。また、安定液の使用により、水質汚濁等の影響が懸念されたため、水道局と協議を行い、水源の近くに観測井戸を設け、くい工事中は濁度を24時間計測し、水源への影響を見ながら慎重に施工を行ったことによる経費となっております。

次に3番目、地盤改良追加工事に係る経費について御説明いたします。

地盤沈下や液状化対策として、砂のくいを打

設する地盤改良工法にて施工することとしておりました。

この改良を行う前に、あらかじめくい打ち機が入りやすいように事前に掘削することとしておりましたが、地中の中に玉石等があり、くい打ち機が途中で貫入できない状況となったため、再掘削や掘削径のサイズを大きなものに変更して施工したことによる追加経費及び基礎掘削時において出土した流木等の撤去及び処理に係る追加経費となっております。

最後に4番目、安全対策上、必要な仮設材の追加に係る経費について御説明いたします。

これは、当初、吹き抜け部分など、仕上工事の足場について簡易式移動足場を転用しながら施工する計画としておりましたが、安全性、作業性及び工程面などを考慮し、協議を行い、定置式の足場へ変更するものです。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。当委員会においては、本契約の変更及び締結部分を審議するものでございますので、それ以外に関する質疑は配慮方、願ひしたいと思います。

それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 議案説明のときに西建設部次長にお願いをしとったですよ。覚えていらっしゃると思うんですけど。今回の変更の分ですね、それがどういったものかということで、正直がっかりしています。概要というだけでしか出てきてないと。2億のですね、工事契約を変更されるに当たって、①、②、③、④、今、補足の説明がありましたけど、もう少し丁寧なですよ、資料提供があつていいんじゃないかなというふうに正直思っているところですが。

1番から4番まで、具体的に2億3000万円の変更額のうち、1番が幾ら、2番が幾らと

いうふうに教えてもらえますか。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） 委員お尋ねの各項目ごとの金額ですけど、これ、直接工事費ベースですけど、まず、1番目の新型コロナウイルス感染症対策に係る経費として7396万9000円、くい工事に伴う地下水水質保全対策に係る経費として5252万円、地盤改良追加工事に係る経費として3508万7000円、安全対策上必要な仮設材の追加に係る経費として2811万9000円となっております。合計で1億8969万5000円です。

以上です。

○委員（大倉裕一君） もう1回、ゆっくりお願いします。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） はい。1番目、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費として7396万9000円、2番目のくい工事に伴う地下水水質保全対策に係る経費として5252万円、3番目、地盤改良追加工事に係る経費として3508万7000円、4番目、安全対策上必要な仮設材の追加に係る経費として2811万9000円、合計で1億8969万5000円となっております。

以上です。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（大倉裕一君） 契約ではいつも言うんですけど、議案を通そうという誠意が伝わってこないんですよね。もう聞かないと出てこないんじゃないかと、丁寧な資料提供をして、議案を通そうという姿勢を見せていただきたいと、意見を申し上げておきます。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） なければ、これより採決いたします。

議案第58号・契約の変更について（八代市新庁舎建設工事）は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

○議案第59号・契約の締結について（八代市新庁舎外構工事（I期））

○委員長（増田一喜君） 次に、議案第59号・契約の締結について（八代市新庁舎外構工事（I期））を議題とし、説明を求めます。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） 引き続き、議案第59号・契約の締結について御説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） まず、最初に提案理由の御説明をいたします。予定価格1億5000万円以上の工事請負契約を締結するためには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるとされているため、今回お諮りするものです。

それでは、お配りしております資料、八代市新庁舎外構工事（I期）を御覧ください。

ページをめくって1ページ、工事概要を説明いたします。

工事番号、令和3年度新建工第1号。工事件名、八代市新庁舎外構工事（I期）。工事場所、八代市松江城町1番25号。契約の相手方、前田建設工業・和久田建設・松島建設建設工事共同企業体。契約の相手方の住所、福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号。契約金額、4億1228万円。契約予定工期、議決日から令和4

年1月28日となります。工事の目的としては、新庁舎建設用地内において、広場の整備、駐車場の整備等を行うものです。

次に、工事概要を御説明いたします。工事概要として、外構、整地、舗装、排水施設、植栽ほか。附属建屋、歩廊、バイク置場ほか。電気設備、外灯、屋外コンセントほか。機械設備、マンホールトイレ、防災井戸となります。

ページをめくって2ページをお願いします。外構の全体平面図を示しております。

外構工事につきましては、これまで関係各課、関係機関と協議を行い、検討を進めてまいりました。全体的なコンセプトとして、歴史的背景を踏まえ、石垣や樹木など保存活用しながら、市民活動の拠点となる空間をつくり、周辺の学校や八代宮、中心市街地までつながりをつくるとしております。

現在建設中の庁舎の仮囲い内をⅠ期工事、仮設庁舎の敷地をⅡ期工事の範囲としております。

Ⅰ期工事で、東側にバイク置場50台分、公用車駐車場32台分、南側に臨時駐車場40台分、南玄関からバス停までの歩廊、北側に歩廊と優先者駐車場6台を整備いたします。

南側をみどりの広場、西側を八代のにわとしまして、既存の石垣や樹木を保存・活用しながら整備します。特に、みどりの広場とこいこい通りの連携を図るために、南側の横断歩道を通じて開かれた空間とし、通りとの一体性を図る計画としております。

駐車場につきましては、Ⅱ期工事で整備する来庁者駐車場と公用車駐車場を含めて合計321台分を整備する計画としております。

以上で議案第59号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 工事契約の相手方が本庁舎を契約されているところと同じということ

なんですけど、できるだけ、——まあ、JVということで、2社はですね、八代市内の企業さんが入ってはいらっしゃるんですが、できるだけ地元の企業さんに出すべきではなかったかという思いがあるわけなんですけど、このJVのところに出された理由というのは何になりますか。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） 新庁舎本体工事については、先日の議会でも報告したように、進捗報告をしたように、コロナ禍にありながら順調に今、工事を行い、2月の中旬の開庁を予定しております。その場合ですね、建物だけができてはどうしようもありませんので、外構、特に駐車場の整備は必須だと考えております。

この規模の、今お示した規模の外構の整備をするには、最低でも工期が5か月から6か月となります。その逆算した場合に、外構は来年の1月いっぱい終わる、終わらなければちょっと開庁はできません。それから逆算した場合に、どうしても着工が7月、8月ぐらいから着手しなければいけませんので。

ただ、じゃあ、そのときに本体工事の状況は、もう最後の外構、外部含めて追い込み作業にかかっておりますので、資材の搬入経路の確保だとか、——すみません、仮に別業者に発注した場合、資材の搬入経路をどうするだとか、作業員の休憩小屋をどうするだとか、そういう副次的な要素が発生しますので、なかなか、そして、それに比べて工事中の本体工事との調整を図りながら外構工事を進めていくというのは至難の業と、まあ難しいと考えていました。

それで、本体の業者に受注、発注することで、工程の調整等が1社で完結するから、そういう判断の下に、今回JV側と随意契約で締結したという次第です。

以上です。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 今のお話だと、前田建

設さんがやっっていかれるというようなお話みたいなんですけど、この契約先から、下請とか孫請とかって出ることはないということで理解していいんですね。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） 当然、前田建設、和久田建設、松島建設のJVで受けられるわけですから、その下にはちゃんと地元企業とかが、——今の段階で地元企業を使いますということはお願いは、強制はできないんですけど、一応そういうふうをお願いしています。下請、孫請で地元業者が入ってくることは考えられます。

以上です。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今、調整をすることは難しいという説明をされたんですけど、調整はどこが受けようが調整はしていかないかんわけですよ。工程の調整会議というのがあるはずなんですよ。

もう一つ、では、質問を変えますけど、この契約というのはどういった契約方法で契約をされたんでしょうか。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） 見積徴取を行って、うちの予定価格内というものを確認して契約をいたしました。

○委員（大倉裕一君） 見積徴取、予定価格と契約金額を教えてください。できるならば金額をお示しいただければと思います。

○委員長（増田一喜君） 答えられますか。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） 契約金額は概要にお示ししたとおりの金額ですけど、すみません、予定価格については公表することはちょっとできかねます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今、基本的に指名競争

入札という形を取られていますよね。その契約金額と予定価格という部分で、どういうふうな、——何というのかな、税金をできるだけ少なくといたしますか、競争の原理を働かせて、できるだけ予算を抑えようという、予算といたしますか、契約金額を抑えていこうという中に、今回はそのJVさんに随意契約というような形じゃないですか。見積り取ってというような。そのやはり予定価格と契約金額というのが、きちんと査定的なところが働いているというようなところをお示しいただけないと、私たちも市民の方からどうだったのって聞かれたときには何も説明ができないんですね。その辺りについてはどのようにお考えですか。

○契約検査課長（岩崎伸一君） それでは、私のほうから。

委員の御質問のほうは、指名競争入札等につきまして、あるいは随意契約も含めてということで、予定価格を示すということが必要な内容ではないかと。それを競争をどのように図っていく、予定価格公表というのにかかっていくのであろうかというような御質問であったかと思いますが、よろしゅうございますか。

○委員長（増田一喜君） 今の質問でいいですか。

○委員（大倉裕一君） 簡潔に言えば、予定価格と契約金額にどれぐらいの差があったのか、どういった査定をしたのか、そういったところを聞かないと、市民の方から聞かれた場合とかでも説明がつかないですよ。

例えば、悪く言えばですよ、もう契約金額そのままのJVの企業さんから出てきた金額だったかもしれないということをごきちんとしておく必要があるんじゃないですかという意味ですけど。

○契約検査課長（岩崎伸一君） 委員御指摘のとおり、予定価格につきましては、その金額が正当というか、適正な形で競争が行われたかと

というのは、契約金額と比較をすることによって図られるであろうということはおっしゃるとおりでございます。なので、我々市のほうでも、御存じのとおり、公共工事の契約等に関しましては、予定価格、指名競争入札、私ども契約検査課で行いました指名競争入札のほうは公表のほうをさせていただいております。それは皆様のほうに見ていただいて、その金額を比較いただくことができるように、ホームページでも出しておりますし、実際に公表が見ていただけるような状態のほうにこちらのほうで控えているところでございます。

ただ、各課のほうで行っております随意契約につきましても、基本1社で随意契約を行うというような内容がございまして、現在のところ、この公表の対象にはなっておりません。ただ、御指摘のとおり、このような大きな契約金額でございまして、今後といたしましては、各課で行っている契約についての公表が必要かどうかにつきましては我々契約検査課でもしっかり検討をさせていただきたいと思っております。

現状では、各課随意契約のほうは公表のほうはいたしておりません。契約検査課で行っております入札契約につきましても、全て公表をいたしているところでございます。

ただし、物品等ですね、こちらにつきましては、物品の契約に関しましては、同じものを年度内に何度も買ったり、あるいは一定の周期で同じものを買ったりすることがございますので、予定価格が公表で金額そのものが分かると、競争を阻害してしまう要因があるかもしれませんので、そのような例外のほうはあるところでございます。

以上でお答えとさせていただきます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上

で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（大倉裕一君） まず、今回の工事についてですが、やはり地元の企業に出していただきたいというふうな思いを持っております。議会の附帯決議というところでもですね、そのような内容は入れていたというふうに思いますし、逆に言えば、今回の外構工事の部分、最初の本体契約の中で発注をかけておくということも考えられたのではないかと思うところです。

それから、契約金額についてですが、これだけ大きな金額について市民公表ができないと、予定価格の公表ができないというのは、私は問題があるのではないかなというふうに思います。これだけでは問われたときに説明がつきません、私たちも。ということから、契約金額については、予定価格を公表することについて検討を願いたいというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） なければ、これより採決いたします。

議案第59号・契約の締結について（八代市新庁舎外構工事（I期））は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

◎議案第60号・契約の締結について（八代市新庁舎造作家具外設置工事）

○委員長（増田一喜君） 次に、議案第60号・契約の締結について（八代市新庁舎造作家具外設置工事）を議題とし、説明を求めます。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） 議案第60号の契約の締結について御説明いたします。

提案理由としては、先ほどの外構工事と同じく、予定価格1億5000万以上の工事請負契

約を締結するために議会の議決を経る必要があるためです。

次に、資料の八代市新庁舎造作家具外設置工事の表を御覧ください。

1 ページをめくってください。

工事概要を説明いたします。

番号、令和3年度新建工第3号。工事件名、八代市新庁舎造作家具外設置工事。工事場所、八代市松江城町1番25号。契約の相手方、前田建設工業・和久田建設・松島建設建設工事共同企業体。契約の相手方の住所、福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号。契約金額、3億877万円。契約の予定工期、議決日から令和4年3月22日まで。工事の目的、造作家具、集密書庫及びサインを設置することとしております。

工事の概要といたしまして、造作家具工事、集密書庫設置工事、サイン設置工事となります。次ページ以降で順に御説明いたします。ページをめくっていただき、2ページをお願いします。

まず造作家具とは、一般的な既製品ではなく、作りつけの家具のことを言います。新庁舎では主に1階、2階の窓口カウンターや総合案内、6階の議場の議席を造作家具で発注する計画としております。

画像は、新庁舎1階の総合案内と窓口カウンターとなります。窓口カウンターについては、手続の内容などに応じて、来庁者のプライバシーに配慮するため、仕切り板を設けるなど対応を行っています。この仕切り板は脱着が可能なため、窓口業務の変化に応じて多様な使用が可能な計画としております。

ページをめくっていただき、3ページをお願いします。

6階議場の議席となります。議場全体のイメージを踏まえ計画しております。

ページをめくっていただき、4ページをお願いします。

集密書庫となります。集密書庫は、ハンドルを回し、レール上をスライドし、文書を保管するものです。必要となる通路数が少ないことから、スペース効率がいいことが特徴となっております。集密書庫では、各課が日常業務で使用する文書や永年文書等を保管する文書庫として使用する計画です。集密書庫については、新庁舎の地下を除く各フロアに文書量や収納効率を踏まえ、配置をしております。集密書庫については、以上で御説明を終わります。

続きまして、サイン工事となります。5ページ、6ページをお願いします。

サイン工事とは、来庁された皆様が庁舎内の目的地まで迷わずたどり着くことができることを目的として設置するものです。トイレ案内や各階フロア図、各課の窓口サインなど多様なものがあります。本日は、各課の窓口サインを例に御説明いたします。

5ページは、新庁舎1階の窓口サイン、6ページは4階の窓口サインとなります。分かりやすさはもちろんのこと、市役所は課名が変わったり、新しい課ができたり、組織機構が変わりますので、柔軟に対応できるよう計画しております。

サインについては、開庁直前まで調整することが見込まれることから、記載する文字や色彩、高さ等について、現場での調整を行いながら工事を進めていきたいと考えております。

以上をもちまして議案第60号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 契約方法を教えてください。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） これも先ほどの外構と同じように、前田建設工業、——JVと随意契約で契約しております。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） このような工事関係については、これ、地元業者が、対応できる業者さんはおらなかったですかね。これ、何社かは見積りか何か、あれしとつとですか。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） 地元業者、——これもですね、随意契約で発注したというのは、地元業者でまず対応がちょっとできかねるちゅうともありました。それとあと、どうしても、結局まだ工事中の中に入っていきものですから、そこの調整、調整等々がいろいろありますので、それじゃないと多分、その工事の調整をするのはやはり受注者じゃないとできないという判断の下に今回も随意契約をやっております。

以上です。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（福嶋安徳君） これだけのやはり大工事、八代、本当に大工事の事業でありますからですね、できる限りの範囲ではやっぱり地元業者をやっぱ取り入れた工事関係に当たるべきではなかったかなというふうに思います。やはり、もう当初からできる限りJVでいく可能性等はあったからですね。地元業者が対応できるようにそういった、前もってから分かるとることやけん、そういう対応できる業者さんを選んでよかったっじゃなかなかなというふうには思うんですが。

そういった対応できる業者さん、今、八代管内ではおんならんとだったですかね。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） 本来でいえば、すみません、この附帯工事といいますか、この工事も、本来でいえば、契約時、本体の契約、発注するときに含めておくべきだったと考えています。

ただ、これがなぜ別発注で、しかも随意契約でやったかということはですね、この時点では、2年、3年前の話ですから、その時点でどういった、例えば窓口の体制にするとか、窓口数が

どうだとかというのはちょっと決め切れませんでしたという。それとあと、組織改編とか、毎年のように課名が増えたり減ったりする中でですね、どういった窓口の仕様がいいのかとか、関係課との協議もなかなか難しい面がございました。

そういうことで、文書量についても結局、最終的にどうなるんだとか、今度は文書の保管については、キャビネット、今後購入するキャビネットとの兼ね合いで、どんだけ振るのか振らんのかという話もいろいろありましたので、なかなか3年前の発注の時点でそれを固めるちゅうのはちょっと難しかったです。難しかったと言えます。それで、今回、固まってきましたので、そういうこと、そういう中で随意契約と。

地元業者も考えたんですけど、地元業者も多分、工期、まず、地元業者、造作家具ちゅうのは多分家具屋さんになるんで、こんだけの規模の工事をしきる業者さんはやっぱりいません。

あとは、あとのサインもですね、なかなかそのデザインとかその辺がありますので、図面で指定すればということもあるんですけど、それも今度はその見え方とか色彩とか、あと、関係課の意見を聞いて、どういったサイン計画にしようかとかという話があります。

そういう中で、全部調整をしながらしていく関係で、その見本をたくさん作ったりとか、つけ方を、天井の付近につけたりとか、壁の付近につけたりとか、サインの計画で、もうちょっと文字を小さくとか大きくとか、そういうのを1個1個していく必要がありますので、なかなかその普通のまちの看板屋さんでは対応できないのかなと思います。そういうことから一応別発注に。別発注で発注させていただきました。

よろしく申し上げます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 今、課長の説明を聞きよってから、本当に地元の業者さんができない

という調書を、調べられたのかな。調書とか、ヒアリングをされたのかなというふうに思ったんですね。最後には、できないのかなというふうな話もされました。どこどこ聞かれたんですか。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） 設計事務所等通じて聞いて、ちょっと地元業者じゃ無理ですよという話は聞いていますので、直接私から調べてはいません。

ですから、この工事の工事量からして、とても地元業者の看板屋さんでは対応できない、できないだろうなという判断をしました。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（橋本隆一君） 市民感覚での単純な疑問で質問させていただきますが、先ほど3年前はまだどういった形になるか分からなかったので予算を組まなかったという。その段階で、例えばこれから先にこういった形で予算を組み替えたり、あとは加えたりする必要があるの、そこら辺は御了承願いたいというような旨の説明は当初されましたですかね。ありましたですかね。何か記憶にないんですけれども。すみません。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） 基本設計の公表したときに、本体工事が幾ら、134億と言ったと思いますけど、そのほかに附帯工事としてという話はまた別に御説明したと思います。その中で、明確にその附帯工事、附帯工事とは何ですかという話があったときに、例えば外構だとか造作家具だとかという説明はしております。

○委員（橋本隆一君） それはあるんですが、具体的に何億円とか、ほら、そういったぐらいというのは自分たちもまああるんだろうなって分かりますけども、結構大きな額がですね、毎回出てくるものですから。結構お金かかるんでしょうけれども。ただ、億単位の金がかかると

ということの示しがあれば、市民の方はですね、やっぱり新庁舎、大変失礼なんですけども、どんどんこの毎年のようにあれが増えていくつゆうことで、非常に疑念を持っておられる方がおられてですね。それを最初から本体工事プラス、それからいろいろ資材等の高騰、それから人件費の高騰、それから先ほどいろんな水が出たりなんかして、いろいろ工事費がかかんなりますので、これから先、大きな工事をされるときにですね、例えば、これ以上、もしかしたらお金がかかるかもしれないよということは最初言っておいていただけると、心積もりができるかなというふうに思いましたので、これはちょっと今後御検討いただければなと思ったところですよ。

○委員長（増田一喜君） 意見ですね。

○委員（橋本隆一君） 意見としてお願いします。すみません、ちょっと質問じゃなくなりました。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（大倉裕一君） この件に関してでもですけども、地元が発注をしようという気持ちがやはり足りないとは思うところです。

あとは、先ほど外構工事の中で意見としても申し上げましたように、同じことをこの契約案件でも意見として申し上げておきたいというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 私も、大体、本体工事自体が非常に大きい金額で、追加金額で1億とか2億とか、何かちょっと麻痺してしまっている部分もあるんですけれども、やはり市民目線では、やはりこういった庁舎を造るとするのは

もう何十年間かに1回の話で、いろんな執行部としても経験が少なかったちゅうところで、こういった次から次へという形が出てくるんでしょうが、その一つ一つできた案件についてですね、やっぱり、先ほど橋本委員もおっしゃいましたけど、やっぱり市民の中では、やはりどうして次から次へ出てくるのかというふうに非常にやはり懸念されている方も、私も実際よく話を聞きます。

そういった部分で、やはり市としてですね、いろんな一つ一つの工事の根拠についてですね、どうして地元業者を使えなかったのかと。そういった理論武装というのはしっかりしとっていただきたいというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。
これより採決いたします。

議案第60号・契約の締結について（八代市新庁舎造作家具外設置工事）は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。
（午前11時31分 小会）

（午前11時32分 本会）

◎議案第66号・市道路線の廃止について

◎議案第67号・市道路線の認定について

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、議案第66号・市道路線の廃止について及び議案第67号・市道路線の認定については関連がありますので、本2件を一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、本2件について一括して説明を求めます。

○土木課長（竹原彰吾君） おはようございま

す。土木課長の竹原でございます。隣がですね、土木課主幹兼管理係長の吉井でございます。

それでは、議案第66号・市道路線の廃止についてと議案第67号・市道路線の認定についてにおきまして、一括して説明させていただきます。

着座にて説明させてもらってよろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○土木課長（竹原彰吾君） それでは、本案件につきましては、議案書とですね、右肩に建設環境委員会資料と、この資料ですね、別冊の資料を用意しております。こちらの2つによってですね、説明をさせていただきます。

まずですが、市道路線の起点・終点の変更を行うに当たっては、道路法に基づき、一旦、市道路線を廃止した後、改めて認定を行うという手続が必要となってまいります。

まず、議案書ですけれども、67ページをお開き願いますでしょうか。

市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経る必要がございます。今回はですね、泉町の1路線、南川内線と、千丁町の2路線、稲荷下線と八新堤防線、こちらの合計3路線ですね、となっております。

続きまして、議案書71ページをお願いいたします。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決が必要であることから、先ほどですね、廃止を御提案させていただいた3路線について再認定をお願いするものでございます。

それでは、路線をですね、変更することになった経緯について、先ほど言いました別冊のこの建設環境委員会資料、こちらのほうですね、説明をさせていただきます。

まずですね、表紙をめくっていただきまして

ですね、1ページ目ですけれども、こちらにはですね、泉町の1路線を記しております。この丸くですね、しているところ、こちらが基礎路線でございます。

2ページをお願いいたします。2ページはですね、千丁町の2路線でございます。今回ですね、市道の廃止と認定を行う路線の位置図が、以上の1ページと2ページにですね、記しているところでございます。

3ページのほうをお願いいたします。3ページになりますと、これはですね、泉町の南川内線、こちらですね、現在の状況を記しております。場所的にはですね、県道小川泉線ですね、八代農業高校の泉分校、そちらのちょっと東側ですね、こちらからですね、南川内という集落に向かう道路なんですけれども、3ページを見ていただきますと分かりますとおりですね、この小川泉線とですね、林道南川内線が接続しております。その林道からの分岐がですね、市道の起点となっているというような状況でございます。林道を緑色、市道をですね、青色で着色しているんですけれども、南川内ですね、集落の方々はですね、どうしてもこの林道を経由して県道小川泉線にですね、出なければならぬ状況ということが、この図でですね、分かれるかなと思っております。

市道南川内線は、八代市泉町栗木6529番地先から泉町栗木6115番地地先までの延長1035.2メートルの路線でございます。昭和57年に市道認定をされているところでございます。県道52号線から市道起点までの区間は、家屋も点在し、落石対策などの安全施設の未整備区間が多く、通行に支障を来しておりますが、林道区間のため整備が困難な状況となっております。

このようなことから、集落住民の生活、通行の安全を確保するため、現在の市道認定路線を一旦廃止し、県道52号線から市道起点までの

区間、こちら、現在は林道南川内線になっておりますけれども、これを含めてですね、再度認定の手続を行うものでございます。

3ページとですね、4ページをお開きください。

こちらですね、4ページがですね、今回、市道を一旦廃止する路線でございます。

5ページ目がですね、今回、先ほどの林道ですね、一緒に市道のほうに認定することで、全体的にこういう市道を認定したいということで考えております。

続きまして、6ページと7ページをお願いいたします。

こちら、路線番号207号、稲荷下線でございます。市道稲荷下線は、隣接する県道八代鏡線の道路改良事業により、県道の道路拡幅がされたことに伴いまして、路線延長をですね、削減する必要があるため、市道路線を一旦廃止し、再度認定の手続を行うものでございます。

最後に、8ページ、9ページをお開きください。

路線番号208号、八新堤防線について説明させていただきます。

市道八新堤防線は、平成17年の市町村合併以前に、熊本県農政部により、ふるさと農道整備事業にて、八代市千丁町古閑出から八代市昭和日進町までの延長921.2メートルが整備され、その後、市道になっております。

この路線で現在市道認定がされている区間は、旧千丁町の区間890.6メートルであり、残りの30.6メートルの旧八代市区間が認定されていない状況となっておりますため、今回、市道路線を一旦廃止し、再度認定の手続を行うものでございます。

なおですね、起点、終点の地番につきましては議案書にて御確認いただければと思います。

以上で、議案第66号・市道路線の廃止について、議案第67号・市道路線の認定について

の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（福嶋安徳君） この稲荷下線ですね。これは西側の県道八代鏡線から、何ていうか、昭和に行く農免道路がありますたいね。あそこまでの距離になりますか。

○土木課長（竹原彰吾君） 今、委員ですね、のお尋ねですけれども、おっしゃるとおり、県道の八代鏡線から県道の八代不知火線ですね、いわゆる農免道路と言われているんですけども、そこまでの区間でございます。こちらの二の丸公民館ですかね、あそこがあるところから農免道路に行くところの道路となっております。

○委員（福嶋安徳君） あそこは従来とあまり変わらんとおっしゃったんですが、どれだけか距離が違うとったんですか。

○土木課長（竹原彰吾君） これ、この延長をですね、短くしたといいますが、先ほどもちょっと言いましたけども、県道の八代鏡線ですね、こちら、歩道つきの整備をされました。道幅が大幅にですね、増えたもんですから、市道の区間がちょっと東側にですね、寄ったということで、この県道の改良によってですね、短くなったというところでございます。

○委員（福嶋安徳君） 分かりました。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第66号・市道路線の廃止については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第67号・市道路線の認定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時43分 小会）

（午前11時44分 本会）

◎議案第72号・八代市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の廃止について

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第72号・八代市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の廃止についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 下水道総務課でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 議案第72号・八代市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の廃止について説明いたします。

この基金の目的は、浄化槽市町村整備推進事業に係る市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するために設置いたしました。

この基金は、旧東陽村及び旧泉村において、熊本県浄化槽市町村整備推進事業交付金を原資とした基金を持ち寄り、合併時の平成17年8月1日に創設しており、創設時の残高は1019万3000円でした。

基金設置後の状況については、市債の償還に

充てるため、平成28年度より取崩しを行い、令和2年度末で全額を取崩しを行ったことから、本条例を廃止することといたします。

以上で、八代市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の廃止について説明を終わります。御審議よろしくお願いいいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） すみません。基金を、取崩しを、全て取崩しが終わったということなんですけども、公債費、返済はもう完了したということなんですか。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（上村和寛君） 全て終わったというわけではございません。これは、以前、合併前に東陽と泉のほうで積み立てた基金が残っていたということで、これを5年に分けて取り崩したということでございます。

○委員（大倉裕一君） 今後、償還をしていく金額については、会計内で大丈夫ということになるんですかね。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（上村和寛君） この基金の前もですね、繰り出しということでしておりまして、今後につきましては、この償還につきましては、令和26年度まで現時点ではですね、終わるというふうな予定で進めております。

以上です。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 会計内で足りるのか。今まではその基金を取り崩して償還の一部に充ててきたということですよ。これからはその基金の財源はなくなるわけですよ。じゃあ、その償還をしていくお金というのは足りるのかなという心配をするんですけど、そこはどのような流れを考えていらっしゃるんですか。もう全く会計内で大丈夫だということであれば心配は要らんとかなと思うんですが、その辺りをち

よっと教えてください。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（上村和寛君） この基金がある前、基金を取り崩す前ですね、につきましては、これまで一般会計でしておりましたので、今後も、5年間で基金は取り崩しましたので、また一般会計でというふうに考えております。

○委員（高山正夫君） 基金の廃止ですよ。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（上村和寛君） はい。

○委員（高山正夫君） なくなるということ。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（上村和寛君） そうです、はい、なくなります。

○委員長（増田一喜君） 手を挙げて発言してください。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（上村和寛君） 基金がなくなるということで、今回廃止の条例の提案です。

○委員（大倉裕一君） それは分かつとですけど、基金を、基金に積み立てるという方法もあつとだろつと思ひますけど、なくなつたから廃止ちゅうことじゃなくて、基金を積み立てとつて、それを今後も運用していくと。すぐ廃止でいいのか。

○委員長（増田一喜君） 質問の意味が分かつて……。 （下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長上村和寛君「分かります」と呼ぶ）

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（上村和寛君） 今、基金としても積み立てておつたのが、もう、合併当時に東陽と泉で持ち寄つた基金があつたんですけども、その後、一度も積み立てをせず、もうずっと起債の償還が始まつたものですから、そちらのほうにずっと償還するよつな形でなつておりました。

その後も、この基金自体がもうずっと積み立てをせず、利子だけが重なつていたよつな状況でしたので、この基金の活用を検討すべきだといつことで、5年前から基金の取崩しをしたとい

うのが経緯でございます。

今、大倉委員が言われたように、ここんところはもう積立てというのはせずに、補助が来た場合はそれはもう直接もう償還に充ててたというのが現状です。

○委員（大倉裕一君） その5年前から取崩しをしていくということで、最終的にはもう廃止ということまで方針を決定したところで進めてこられたということで理解をしておきたいというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

それでは、これより採決いたします。

議案第72号・八代市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の廃止については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は退室願います。

（執行部 退席）

◎陳情第1号・産業廃棄物最終処分場建設反対について

○委員長（増田一喜君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

本委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情1件です。

それでは、陳情第1号・産業廃棄物最終処分場建設反対についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりであります。念のため、書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（増田一喜君） それでは、本件について御意見等はありませんか。

○委員（橋本隆一君） 意見というか、ちょっとそもそも論で分からないところがあるのでちょっと教えていただきたいんですが、そもそものその産業廃棄物最終処分場を建設することは、その許認可というのはどこがするのかということ。県なのか市なのか。ここに書いてあるような、その住民自治体がああよかですって言えばそこにできるのか。そこら辺でちょっと。この話のと何か、ここに造りますけん、もう賛成してもろてよかですかといった感じで言われたけん、いや、それはでけんって言ったって、それぐらいのものなのかなというのがです。ね、ちょっと疑問に持ちましたので、許認可そのものがどこにあるのかをちょっと教えていただければと思いました。

○委員長（増田一喜君） ただいま橋本委員から許認可の件についてありましたが、ここにおる各委員さんたちは多分御存じじゃないかな。

○委員（高山正夫君） 私は県廃棄物対策課公共関与推進室におりましたので。認可は県になるようです。

○委員長（増田一喜君） 県ですか。

○委員（高山正夫君） はい。

○委員（橋本隆一君） 県であるならば、ここには県が認可したともですね、うかがえないです。し、また疑問があるというようなその表現のところもありますので、そこがないのに、もう造りますけんって名刺ば持ってこられたちゅう。この、実際その……。

それと、この陳情を出された住民自治の方は、市議会に何を期待しておられるのかなというのもですね、ちょっと、もう少し耳を傾けていただきたいとか、親身な対応いただきたいということなんですけども、それは親身な対応をしますけども、じゃあ、市議会に、私たちにどうい

うふうな対応ばしてくれって言いたいのか、ちょっとこれから理解できないようなところがございまして、自分はこれはもう、もう少し継続させていただいたり、あるいはその現場を確認させていただく必要があるのかなというふうに思いましたです。

○委員長（増田一喜君） ということは、継続審査というようなことでよろしいんですかね。

（委員橋本隆一君「はい」と呼ぶ）

○委員（大倉裕一君） 少しその、今、橋本委員がお尋ねになった部分の、私が知っているところで間違っておれば指摘も受けていいんですけど、知っている範囲でちょっとお話をさせていただければ。

こういう案件が出てきたときの許認可は、今、高山委員がおっしゃったように、県が、県知事が認可を出すというふうに私は認識をしています。それまでに、環境影響評価だとか、あと、地域の声を、その現場、今回は八代市ですので、八代市長が二見地域の市民の方との意見交換を行って、何ていうんですかね、地域の声としていいのか悪いのかというのを県知事にお返しするようになっていきます。事業者も地域の方々に対して説明会を行いなさいというようなことです、ルールとしてなっているというふうな私は認識を持っているところです。

今それで足りないところとか間違っているところがあれば、委員の方から御指摘いただいていいというふうに思います。

恐らく、この瀧本さんの陳情の趣旨とすれば、議会として、二見地域は反対をしたいので議会のほうからも反対の動きを取ってくれないかというのが趣旨ではないかというふうに私は思っております。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（北園武広君） 今回のこの陳情の内容で、二見校区の住民の方々はその思いというのはこの文面から十分伝わってくるわけですが

ども、先ほど大倉委員が言われましたとおり、行政としてその二見校区に寄り添うというものはもうもちろんですけども、申請先の県の条例に基づいたその審査会とかの経過というのも考慮する必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

ですので、現段階では、継続審査のほうでお願いできないだろうかというふうに思っております。

○委員長（増田一喜君） ということで、今、継続審査の御意見が出ていますけれども、ほか、ありますか。

○委員（大倉裕一君） 継続審査という対応を取ったときに、この議会、委員会が最後ですよ。となると、多分お流れ陳情になってしまうのじゃないかなというふうにも思うんですよ。その辺りは、書記さん、どんななりますかね。

○議会事務局主幹兼議事調査係長（島田義信君）

今、大倉委員からお尋ねがございましたように、今度改選がございまして、委員さん含めて、議員さんが全て変わられるような形になります。そうしましたときに、審査の公平性が担保できないというような部分がございますので、議案については確かになくなってしまいうような状況にはなってくるということになります。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） 今のところですね、意見としては継続審査ということ。結局は、改選になれば一旦は流れるということになるんですけども、再度、新議会ですね、になったときに、もう一度出していただくという方法もあります。

しかし、今の時点で皆さんの御意見を聞くと、なかなか中身がよく分からないということなのに、それを、まあ言ったら採択とか、そういうふうなことでできるのかなというふうに思っておりますけども、そこら辺りはいかが、皆さん、

お考えですか。

○委員（高山正夫君） ちょっと今、委員長のとちょっと外れるかもしれませんが、要はこの環境影響評価って環境アセスメントっていうんですけども、これも3年間ぐらい、大体ずっとそこに、これを造った場合にはどうなのか。それと、いろんな天然記念物、そういうのがないとか、水流はどうなっているとか、そういったのを全て調査いたします。

最大ですね、やはり住民に対する説明というのが絶対会社にとつては必要です。その部分で、我々市議会が関わるのかといたら、市議会の出番というのは実際ないです、こん中に。

要は、我々は市議会として、二見の住民の方の意思は非常に尊重したいという思いを伝えることと、あと、そこに市長権限の中に、いや、要は環境影響評価を調査しとつてですね、その中にやはり住民の理解とかいろいろ項目があると思いますので、そういったところで県のほうで審査する。審査する中に市長の意見とかそういうのがあるとすれば、そこには入り込むことができるのかなと思いますけど。ただ、市長の意見書が入った場合、それは申請する段階ですので、許可しますという話なんでしょうけどですね。それが出せるか出せないか、市長としては、ここには造ってほしくないとか、そういう場面もあるのかなと。実際ちょっと私、市長の意見書、その市区町村長ですね、意見書があったか、ちょっと私も記憶にはないんです。

○委員長（増田一喜君） それについても、結局時間がかかるということですので、今、性急にということではないといえませんが、市長の意見書ちゅうのも最後のほうに来るみたいですね、私が聞いた話では。だから、今のところ、高山委員が言われるように、議会として関わっていくと。もうはっきり立場上こうだという関わり方は今の状況ではできないような状況です。

採決するにしても、今出ているのが継続審査ですけれども、採択は、これは今すべき話ではないと思うんですけどね。あと、審議未了にするのも、ちょっと違う意味があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺りは、いかが、皆さん、考えになりますか。私としては、もう継続、さしおり継続という形が一番いいのかなと。そして9月に、また新たに出示していただくと。もしそういうことであればですね。

だけど、最終的に、今現在は、二見の皆さんの気持ちを尊重せないけんけれども、関わるとしたら、議会じゃなくて個人的に関わるしか今の時点ではないのかなというふうに思うんですけども、皆さん、いかが思われますか。

○委員（高山正夫君） やはり二見の住民の方も、やはり生活排水の中で非常に懸念があるということなので、やはりその辺り理解できますので、継続をお願いします。

○委員長（増田一喜君） 小会します。

（午後0時06分 小会）

（午後0時12分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

それでは、なかなかこれは、この陳情は難しい問題でありますけれども、これをいかがいたしましょうか。何か御意見。

○委員（高山正夫君） 住民の方のいろんな思い等ありますし、いろいろ調査して、我々として何ができるのか、そういったところを考えなきゃいけないんでしょうから、その部分では継続審議としたいと思います。お願いしたいと思います。

○委員長（増田一喜君） ほかに御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 異議なしということ。

それでは、お諮りいたします。

これより採決をいたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第1号・産業廃棄物最終処分場建設反対については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(増田一喜君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で陳情の審査を終わります。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長(増田一喜君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) ないようです。

以上で、所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件及び陳情1件に

ついては、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

(午後0時15分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和3年6月17日

建設環境委員会

委員長